

議案第30号

工事請負契約に係る和解について

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

工事請負契約に係る和解をする必要があるため、本案を提出いたします。

1 議決事件

工事請負契約に係る和解

2 和解の相手方

東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

株式会社トーヨー富士工

代表取締役 角田隆二

3 和解の内容

- (1) 区及び相手方は、和解の成立日をもって工事完了日及び工期満了日とし、検査及び引渡しの手続きを進める。
- (2) 区は、相手方に対し、設計図書、契約変更内容及び軽微な変更をもって検査を行う。
- (3) 区は、前号の検査合格後、相手方の請求に基づき契約代金の残額として金477,566,540円を相手方に支払う。
- (4) 相手方は、区に対し、現況の柴又川甚まちなみ館（以下「本件建物」という。）工事で採用した工法での工事金額と契約金額との差額として金2,057,000円を支払う。
- (5) 区は、相手方に対し、契約内容変更日以降に、区が設計内容を訂正して相手方が実施した、建築基準法に適合させるための補正に要した工事費として金1,298,000円を支払う。
- (6) 区は、相手方が負担すべき、令和7年12月23日から引渡し日までに本件建物に掛

かる一般管理費相当として金476,070円を支払う。

- (7) 区及び相手方は、契約代金の残額から前3号の金員を相殺とする。
- (8) 相手方は、区に対し、令和7年11月29日以降に掛かった現場管理費を請求しない。
- (9) 区は、令和7年11月29日から引渡し日までの期間を履行遅滞として取り扱わない。
- (10) 区及び相手方は、工事完了後の契約解除について、損害賠償請求について及び契約不適合責任期間について並びに瑕疵等調査への立会い及び保証書に関しては（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事請負契約（以下「対象契約」という。）のとおりとする。
- (11) 区及び相手方は、区及び相手方との間には、対象契約に関し、本和解書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。